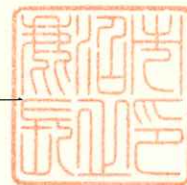


鹿沼市告示第 38 号

鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例（令和 5 年鹿沼市条例第 33 号）第 7 条第 1 項の規定により大芦川流域環境保全区域を指定したので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 26 日

鹿沼市長 松井 正一



区域の範囲	指定期間	禁止する時間	備考
東大芦川及び落平川の河川区域並びに大芦川の上流端から鹿沼市引田地内くねのばら橋の橋脚の下流端までの河川区域であって、別紙に示す区域	令和 8 年 4 月 25 日から 同年 9 月 30 日までの期間	午前零時から 午後 12 時まで	別図に示す区域に あつては、午後 5 時から午前 8 時ま でに限る。
鹿沼市引田地内くねのばら橋の橋脚の下流端から鹿沼市下沢地内大関橋の橋脚の下流端までの河川区域であって、別紙に示す区域	令和 8 年 4 月 25 日から 同年 9 月 30 日までの期間	午後 5 時から 午前 8 時まで	別図に示す区域に あつては、午前零 時から午後 12 時 までとする。